

## 定期報告

研究責任医師は、臨床研究の実施状況を定期的（jRCT公表日から起算して1年毎）に、東京大学臨床研究審査委員会（CRB）と厚生労働大臣に報告してください。

### 1) 報告する内容（研究全体の実績）

- (1) 対象者の数
- (2) 疾病等の発生状況及びその後の経過
- (3) 不適合の発生状況及びその後の対応
- (4) 安全性及び科学的妥当性についての評価
- (5) 利益相反状況の更新の有無等

### 2) 報告する対象の期間

原則として、初回のjRCT公表日から起算して1年（12カ月）毎が報告対象期間です。

※やむを得ず対象期間を1年未満とした場合、次回の報告対象期間は、以下の通りです。

例えば、初回 j RCT公表日が2018/12/1で、1回目の報告対象期間を  
2018/12/1～2019/8/31の9ヶ月間とした場合は、

2回目の報告対象期間は、2019/9/1～2020/11/30の計14ヶ月となります。

### 3) 報告期限

- (1) CRBへの報告期限：  
初回jRCT公表日から起算して1年（12カ月）を経過した日から2ヶ月以内
- (2) 厚生労働大臣への報告期限：  
定期報告に関するCRBの審査結果通知日から1ヶ月以内

### 4) 報告書類（提出書類）

- (1) [定期報告書（統一書式 5）](#)
- (2) 定期報告書（通知別紙様式3※）  
※当該書類は、[jRCT](#)で作成しますのでファイルはございません。
- (3) 添付資料
  - ・ 疾病等の発生状況の要約（個別報告共通ラインリスト等の症例一覧）（[参考様式](#)）
  - ・ 不適合事案の発生状況及びその後の対応等（別紙とする場合、任意様式）
  - ・ 承認資料の最新版（CRBへ未提出の承認資料がある場合）
  - ・ その他 CRB が求める資料（ある場合）

その他詳細は、[「東京大学臨床研究審査委員会 定期報告提出ユーザーマニュアル」](#)を確認してください。

定期報告書を作成

[「東京大学臨床研究審査委員会 定期報告提出ユーザーマニュアル」](#)を参考にして上記4)の各種報告書類を作成してください。

